

## 広島県大学図書館協議会研修企画委員会内規

- 1) この委員会は、会則第 5 条第 2 項の規定に基づいてもうけるものとする。
- 2) この委員会は、館員の研修に関する事項の企画・立案及び実施にあたる。
- 3) 委員会は、役員会が推薦する若干の委員館をもって構成する。
- 4) 委員会に委員長を置く。委員長は、委員館の互選による。
- 5) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 6) 委員館の任期は 2 年とし、選任された総会終了のときから通常総会終了のときまでとする。ただし、重任を妨げない。
- 7) 研修の実施にあたっては、必要に応じて実施委員を委嘱することができる。
- 8) この内規は、昭和 49 年 7 月 2 日から実施する。

(平成 9 年 6 月 20 日一部改正) この内規は、平成 9 年 6 月 20 日から実施する。